

外来処方箋の一般名処方と 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

外来処方箋では、お薬の「商品名」ではなく、「一般名」を処方箋に記載する一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した際、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

入院処方では、医薬品の供給が不足した場合、薬剤の変更等を検討し、変更の際には十分に説明を行うようにしております。

以上、ご不明な点などがありましたら、スタッフまでご相談ください。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

院長